

令和2年5月29日

純チタン2種の取り扱いについて

日本歯科医師会 保険医療課

今般、6月1日より保険適用される純チタン2種について、以下の点にご留意ください。

1. 本材料は、大白歯の全部金属冠による歯冠修復に用いるための製品となります。
2. 診療報酬明細書の記載方法
純チタン2種による金属冠は、「歯冠修復及び欠損補綴」の「その他」欄に、「チタン冠」と表示し、点数及び回数を記載してください。

3. 請求点数

<金属歯冠修復>

準用技術料：CAD/CAM冠=1,200点

純チタン2種 技術料1,200点 + 材料料66点 = 1,266点

<歯冠形成>

技術料：1 生活歯歯冠形成 イ 金属冠 306点

2 失活歯歯冠形成 イ 金属冠 166点

※歯冠形成する場合は、「M001歯冠形成」の「1のイ 金属冠」又は「2のイ 金属冠」により算定してください。

<装着>

技術料：1 歯冠修復（1個につき） 45点

※装着する場合は、「M005装着」の「1 歯冠修復」により算定してください。

<歯冠修復物又は補綴物の除去>

技術料：著しく困難なもの 70点

※除去する場合、「I019 歯冠修復物又は補綴物の除去」における「3 著しく困難なもの」により算定してください。

4. その他

- 純チタン 2 種で作製した全部金属冠については、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象となります。
- 純チタン 2 種で作製した全部金属冠については、技術料はCAD／CAM冠を準用することとなっていますが、歯冠形成や装着においてCAD／CAM冠の各加算は算定できません。
- 純チタン 2 種は鋳造用で、CAD／CAM用の材料を用いた場合は算定できません。